

グループホーム陽恵苑 利用料金表

平成31年4月1日より、処遇改善加算(Ⅱ)の取得にともない、利用料が下記のように変更になりました。

介護報酬の1割自己負担を含めた利用者負担額(認知症対応型共同生活介護費Ⅱ)(30日換算)

介護区分	月額(円)	加算				介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	諸経費(円)	月額合計(円) ※税込
		医療連携体制加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)			
要支援 2 ※	22,290	-	180	120	750	1,891	112,000	137,231
要介護 1 ※	22,410	1,170	180	120	750	1,995	112,000	138,625
要介護 2 ※	23,460	1,170	180	120	750	2,080	112,000	139,760
要介護 3 ※	24,180	1,170	180	120	750	2,138	112,000	140,538
要介護 4 ※	24,660	1,170	180	120	750	2,177	112,000	141,057
要介護 5 ※	25,140	1,170	180	120	750	2,216	112,000	141,576

※入居から30日間は、初期加算として合計900円が加算されます。

内 訳

①日々の諸経費

項目	円/日 ※税込	月額(円) ※税込	※参考	
室料	1,335	40,000	食事代の明細	
食費	1,400	42,000	朝食	380円
水道光熱費 管理費	1,000	30,000	昼食	500円
	諸経費月額合計	112,000	夕食	520円

☆医療費・介護用品費(おむつ代等)については、個人負担となります。 ※おやつ代は食事代に含む

☆室料は、消費税がかかりません。

②(介護予防)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)(30日換算) 1単位=10円

介護区分	単位/日	月額(円)
要支援 2	743	22,290
要介護 1	747	22,410
要介護 2	782	23,460
要介護 3	806	24,180
要介護 4	822	24,660
要介護 5	838	25,140

③加算利用料

項目	単位/日	内容
初期加算	30	・入所日から起算して30日以内の期間に加算されます。 ・医療機関に1カ月以上入院した後、退院して再入居された場合も同様とします。
医療連携体制加算	39	利用者様の日常的な健康管理を行ったり利用者様の状況を判断し、看護師が医療面から適切な指導、援助を行い、医療機関(主治医)との連絡調整連携を行います。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が75%以上である場合に加算されます。
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、MIに該当する利用者が入居の1/2以上であり、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、認知症ケアに関する会議を定期的実施、介護、看護職毎の研修計画を作成、研修を実施または予定している場合に加算されます。 (認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、MIに該当の方のみ加算)
夜間支援体制加算(Ⅱ)	25	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名以上配置することに加えて、夜勤を行う介護従業者又は宿直勤務を行う者を1名以上配置した場合に加算されます。
入院時費用	246	入院後、3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受入れ体制が整っている場合に1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	8.1%	介護職員の人材確保とサービスの質の向上を図る目的として加算されます。 (所定単位数にサービス別加算率(8.1%)を乗じた単位数で加算されます。)
退去時相談援助加算	400	退去時に退去後の居宅サービスの相談援助を行った場合加算されます。
若年性認知症患者受入加算	120	若年性認知症患者受容れ特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算されます。

④入居時敷金

敷金については、入居時に100,000円をお預かりしています。なお、敷金については、利用者の故意・過失、その他の通常使用を超えるような使用による損耗・棄損があった場合等、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還いたします。